

福井しあわせ元気大会 医療救護実施要領

1 目的

この実施要領は、福井しあわせ元気大会 医療救護要項に基づき、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）が実施する医療救護に関して必要な事項を定める。

2 総合開・閉会式における医療救護

(1) 救護本部および救護所の設置ならびに救護班および移動救護班の配置

救護本部および救護所を設置し、救護所に救護班を配置するほか、必要に応じて移動救護班を配置する。

なお、設置場所および班の編成は、別に定める。

(2) 救護本部および救護所の開設時間

開設時間は、総合開・閉会式の開場 1 時間前から終了 30 分後までとし、必要に応じて変更する。

(3) 救護本部、救護班および移動救護班の業務

ア 救護本部

(ア) 救護班および移動救護班と連絡調整を行い、医療救護業務を統括する。

(イ) 医療機関に移送する必要がある傷病者が発生した場合は、直ちに救急自動車等の出動を要請し移送措置を講じるとともに、傷病者の所属する都道府県本部等に連絡する。

イ 救護班

(ア) 傷病者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、処置記録兼診療依頼書（第 1 号様式）に所定の事項を記載する。

(イ) 医師の判断により傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、救護本部に連絡する。

(ウ) 医療機関へ移送する傷病者に対し、処置記録兼診療依頼書（第 1 号様式）を交付する。

ウ 移動救護班

(ア) 別に定める担当区域内を巡回し、傷病者の早期発見に努める。

(イ) 傷病者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、移動救護対応記録（第 2 号様式）に所定の事項を記載する。必要な場合、最寄りの救護所へ移送する。

(4) 医療機関での受診方法および医療費の負担

ア 傷病者は、受診の際、処置記録兼診療依頼書（第 1 号様式）および医療保険の被保険者の資格を証明する証等（以下「保険証等」という。）を医療機関に提示する。

イ 医療機関は、傷病者が保険証等を提示して受診した場合は医療費の患者負担分を、提示しないで受診した場合は医療費の全額を、傷病者本人から徴収する。

(5) 事務処理

ア 救護班

救護班は、当日の業務終了後、次の書類を救護本部に提出する。

(ア) 処置記録兼診療依頼書（第1号様式）

ただし、移送する傷病者に原本を交付した場合はその控え

(イ) 取扱傷病者一覧表（第3号様式）

イ 移動救護班

移動救護班は、当日の業務終了後、次の書類を救護本部に提出する。

(ア) 移動救護対応記録（第2号様式）

(イ) 取扱傷病者一覧表（第3号様式）

ウ 救護本部

救護本部は、大会終了後、次の書類を県委員会に提出する。

(ア) 処置記録兼診療依頼書（第1号様式）

(イ) 移動救護対応記録（第2号様式）

(ウ) 取扱傷病者一覧表（第3号様式）

(6) 救護本部および救護所の設備ならびに移動救護班の携行品等

ア 救護本部

(ア) 通信連絡体制を整備する。

(イ) その他、備え付ける物品は別に定める。

イ 救護所

(ア) 救護活動が円滑に行えるよう、効果的な場所に、適切な数の救護所を配置する。

(イ) 内部は、衛生管理に留意するとともに、外部から見えないよう配慮する。

(ウ) AED（自動体外式除細動器）を配備する。その他、備え付ける医薬品、備品および物品は別に定める。

なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(エ) 通信連絡体制を整備する。

(オ) 赤十字の標章を表示し、必要な場所に案内標識を設置する。

ウ 移動救護班

(ア) AED、携帯電話等を携行する。その他、携行する医薬品および物品は、別に定める。

なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は携行しない。

(イ) 通信連絡体制を整備する。

(ウ) 赤十字の標章を表示する。

(7) 研修等の実施

医療救護に従事する実施本部員等を対象とした業務マニュアルを作成し、研修を実施する。

3 競技会場および練習会場における医療救護

(1) 準備

上記2に準じて、救護所の設置、救護班の配置、医薬品等の調達および研修等、医療救護に必要な準備を、当日の実施業務を分担する市町委員会と連携しながら行う。

(2) 総括

上記2に準じて、当日の各競技会場および練習会場の救護状況を総括管理する。

4 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

内容に応じ、必要な医療救護体制を整備し、実施する。

5 宿泊施設における医療救護

宿舍提供者に対し、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者が宿舎で発病・負傷した場合には、医療機関の紹介または救急自動車の出動要請等を行うとともに、速やかに県実行委員会に報告するよう周知徹底を図る。

6 救急医療体制の整備

関係団体等と連携し、傷病者が円滑に医療機関を受診できるよう救急医療体制を整える。

7 その他

(1) 服装

服装は、医療救護関係者であることが分かるよう配慮する。

(2) 医療救護関係者の留意事項

ア 傷病者の状況を記録し、関係者からの問い合わせに支障のないよう配慮する。

イ 医療機関に移送した傷病者については、その後の症状経過を把握するよう努める。

ウ 傷病者のプライバシーの保護に努める。

(3) 総合開・閉会式リハーサルにおける医療救護

上記2に準じて実施する。